

ヘンリー1世治世と教会

—司教と国王パトロネージ—

山代宏道

1 背景—はじめに—

アングロ=ノルマン期をヨーロッパ中世史の中に位置づけてみると、その出発点である1066年のイングランド征服は、同時代のノルマン人による征服活動のひとつにすぎない。また、教会分野についていえば、ローマ教皇グレゴリー7世(在位、1073-85)をはさむ時期にあたり、いわゆる「グレゴリー改革」¹⁾の影響がいかなるかたちでイングランドに及んだのか、という問題が設定される。それは、グレゴリー改革の影響がなかったとしたら、イングランドにおいて教会改革がどの程度行なわれていたであろうか、という疑問でもある。さらにそれは、ノルマン征服がなかったとしたら、イングランドに封建制度が確立していたであろうか、という問題設定に類似している。

ウィリアム1世治世(1066-87)は、グレゴリー7世の在位期間を含んでいるが、当時のヨーロッパに大きな影響を及ぼした「グレゴリー改革」の波はイングランドにも達した。たしかに、ウィリアム1世に対してもグレゴリー7世からの接触はあった。しかし、国王・教皇双方の事情ゆえに、両者の接触がいずれかに決定的影響を与えることはみられなかったのである。グレゴリー7世がドイツ王(神聖ローマ皇帝)との対立に忙殺されていた経過は周知のところである。また、ウィリアム1世は教皇に対する忠誠宣誓を拒否しながらも、教皇庁へのピーターズ=ペンス(納付金)の支払を約束した。さらに、国王がカンタベリー大司教ランフランク(在位、1070-89)と協力しながら独自に教会改革を推進していたことは、同王に対する過激な要求あるいは攻撃をグレゴリー7世に控えさせることになった。²⁾

他方、ドイツとは違い、イングランドではウィリアム1世がノルマンディーもあわせて強力な一人支配を実現していた。つづくウィリアム2世治世（1087-1100）、ヘンリー1世治世（1100-35）初期、スティーヴン治世（1135-54）には、各王に強力な敵対者が存在しており、引き起こされた対立の結果、教皇の影響力の浸透が見られたことは注目される。もっとも、ウィリアム2世治世末期には、かれの在位期間が短かったこともあり、さらにノルマンディー公ロバートが十字軍参加に関心を示し始めたこともあって、ロバート公との対立をめぐる教皇の働きかけ（また、結果としての影響力の浸透）はほとんどなかった。しかし、それまではカンタベリー大司教アンセルム（在位、1093-1109）との対立で、国王が公然とではないが積極的に教皇に働きかけていた事実は見逃せない。³⁾

ウィリアム1世は、他の3人の国王のように王位をめぐる強力な敵対者をもっていたわけではない。また、大司教ランフランクの協力も確保していた。したがって、イングランドの国内状況はグレゴリー7世の過激な主張によって大きく左右される状態ではなかったといえよう。R・H・C・デイヴィス（Davis）の表現「教会のシスマはいつも政治的対立と結びつく」⁴⁾をもじっていえば、国内に政治的対立が存在しないところにはシスマは起こりにくい。すなわち、この場合、イングランドにグレゴリー7世の主張は受け入れられることはなかったのである。

ヘンリー1世治世についてみれば、1106年ロバート公敗北以後にそれと類似の状況が出現する。それ以降、ヘンリー1世はイングランドとノルマンディーにおける一人支配を行ないながら教会政策を決定していくことができた。

ヘンリー1世治世における王権と教会との関係を究明しようとする場合、まず、即位から1107年ロンドン協約の成立に至るまでの聖職叙任権闘争を取りあげるべきであろう。カンタベリー大司教アンセルムは前王ウィリアム2世との対立から大陸での追放生活を余儀なくされていた。かれの帰国後に始まった俗人による聖職叙任をめぐる対立は、ヘンリー1世ならびにローマ教皇パスカル2世（在位、1099-1118）・アンセルム双方の譲歩によって妥結する。

筆者はすでに、この協約成立にいたる過程を中心に検討を加えたことがある。⁵⁾その後、F・バーロー (Barlow) はアンセルムについて「かれは修道士たちの多くから大いに尊敬されたけれども、その態度ゆえにイングランド教会生活の主流からはずれて行動することを余儀なくされた。かれの政策は、一般的に受け入れられるにはいつもあまりに極端であった」と主張した。⁶⁾しかし最近では、国王ならびにかれの強力な側近であったロバート=オヴ=ミュラン (Robert of Meuran) に対し、アンセルムが政治的にもまた対立過程の状況判断においても、すぐれた交渉能力者であった、とするS・N・ヴォーン (Vaughn) のような解釈もあることを、ここでは指摘しておきたい。⁷⁾

ヘンリー1世治世においてはイングランド教会組織の整備が進められていく。それはウェールズにおいても同様であった。ランダフ司教ウルバン (Urban, 在位、1107-34) の任命は、ヘリフォードの西側においてノルマン征服者たちが行なった成功例である。かれはウェールズで最初のアングロ=ノルマン型の司教座と司教区を創設した。ヘンリー1世治世のウェールズ司教任命については、E・U・クロスビー (Crosby) の分析があるが、人選の際の基準は候補者がウェールズ人かノルマン人かということよりも国王への忠誠が重要であった、とする彼の指摘は肯首できよう。⁸⁾

司教座については、ヘンリー1世治世イングランドで2司教座が新設された。第1は、1109年のイーリー司教座。初代司教は国王宮廷との接触がありヘンリーの支援を受けていたハーヴィー (Hervey, 在位、1109-31) である。かれがすでにウェールズのバンゴール司教であったことは興味深い。第2に、1133年のカーライル司教座。それがアウグスティヌス派修士職者 (Augustinian canons) が構成する教会参事会をもっていたことは、ヘンリー1世治世における同派勢力の伸張を象徴的に示すものであろう。⁹⁾

以下、ヘンリー1世治世、とくに1107年以降における国王と教会との関係についての特徴を明らかにするため、まず、国王の司教任命の全般的特徴と実態を検討する。つぎに、叙任権闘争の影響と国王パトロネジという視点からヘンリー1世治世の歴史的な位置づけを試みる。

2 国王と司教任命

アングロ＝ノルマン期の国王にとって側近たちの能力がどのようなものであったかは、かれらの統治のため重大なことであった。そして側近として世俗諸侯に劣らず司教たちの働きが不可欠であった。ウィリアム1世にとってのランフランク、ウィリアム2世にとってのダラム司教ラヌルフ＝フランバルド、スティーヴンにとってのウィンチェスター司教ヘンリーと同様、ヘンリー1世にとってはソールズベリー司教ロジャーの働きが無視できない。さらに、注目すべきことに、ランフランクがカンタベリー大司教であった以外、他の3名はいずれも大司教でさえない。ラヌルフ＝フランバルドとロジャーは国王のハウスホルド出身司教であり、司教ヘンリーはスティーヴンの弟であった。¹⁰⁾

しかし、国王にとっては、こうした司教たちとの関係に加えて、やはりカンタベリー大司教やヨーク大司教との関係が安定した統治を実現するのに重要であった。ウィリアム2世にとってのアンセルム、ヘンリー1世にとってはアンセルム、カンタベリー大司教ウィリアム、そしてヨーク大司教サースタンである。3名の司教たちはそれぞれヘンリー1世治世の重大な局面において登場する。すなわち、聖職叙任権闘争ではアンセルムが、カンタベリーとヨークとの首位権・服従宣誓問題をめぐる対立¹¹⁾ではアンセルム・ウィリアム・サースタンが、さらに、新しい律修聖職者勢力との関連でウィリアムが注目される。

ところで、ヘンリー1世と司教たちとの関係を究明するに際し、かれの即位時における司教たちへの依存について示唆深い研究がある。E・U・クロスビーは、国王の教会勢力への依存という視点からヘンリー1世即位時とスティーヴン即位時とを比較し、前者が王位確保のために司教たちから強力な支援を期待できなかったのに対し、後者はそれに大きく依存できた、と指摘する。¹²⁾ さらに、クロスビーは、両者の即位時のチャーター¹³⁾を比較分析した後、つぎのような判断を下す。ヘンリーは教会の自由を約束してはいるが、そのチャーターは世俗諸侯向けであり、直臣との満足すべき関係の確立を第一に意図している。かれは世俗諸侯たちの財産処分権を約束した。それに対し、スティーヴンのチャーターは教会勢力への大きな依存を示し、空位司教座の取り扱いにつ

いても保護する約束を詳しく述べている。また財産処分権も司教・修道院長たちのそれを約束したのであった。即位時にこうした立場にあったヘンリー1世であるが、治世中、教会勢力基盤が拡大していくにつれて司教たちに依存するようになった。クロスビーは、国王が司教たちへの自己の支配を強化するため意識的に努力した、とする。¹⁴⁾では、その意識的努力とはなにか。

(1) 司教任命の特徴

治世初期における修道士出身大司教アンセルムとの対立は、ヘンリー1世をより安全な在俗聖職出身司教の任命へと向かわせるが、ここではまず、ヘンリー1世治世のその後の司教任命についてその特徴を概観しておきたい。かれは、クリュニーやフリュリーといった大陸の伝統的修道院との緊密なつながりを保ってはいたけれども、やはり、当時「流行していたベネディクト修道制に対する軽視」(the fashionable slighting of Benedictine monasticism)を共有していた。そして、アウグスティヌス派律修聖職者に対する王妃マティルダの支援を認めていく。その結果、1124年3月から翌年4月まで修道士出身司教がひとりもなくなる。それは10世紀初め以来類例のない状況であった。¹⁵⁾

他方、ヘンリーは国王チャペル出身聖職者を司教へと任命していく。1122年には18司教のうち15名が国王に仕えた経歴の持ち主であった。F・バーローは、その割合は征服以来そしておそらくイングランド教会史上最高であったとみなしている。才能ある聖職者を国王奉仕へと補充していったことが、そうした事態を生み出した一因かもしれない。しかし同時に、この時期の司教昇進について見逃せない事実は、大助祭 (archdeacon) といった司教座教会での経歴をもつ聖職者、また律修聖職者の増加が見られることである。それは新時代の兆候であった。¹⁶⁾

ヘンリー1世の司教任命についてのもうひとつの特徴は、かれの空位政策である。『アングロ=サクソン年代記』は空位の多さを伝えている。1107年8月、ヘンリーはウェストミンスターでイングランドとノルマンディーの司牧者を持たない司教職や修道院長職に任命を行なった。「[そうした任命が]非常に多

かったので、かつて、それほど多く〔の職位〕がいっしょに与えられたことがあったか、だれも思い出せる人はいなかった」と。¹⁷⁾

カンタベリー大司教アンセルムは1109年4月死亡する。ヘンリーはヨーク大司教にトーマス2世(Thomas II、在位、1109-14)を任命したがカンタベリー大司教職は5年間空位状態におく。F・バーローは、国王がこの時期ひとりの大司教だけで十分であると考えていたかのようなのである、と穏やかであるが、¹⁸⁾ E・J・キーリー(Kealey)は、ヘンリーがその間かれの兄ウィリアム2世の悪名高い例に依って大司教職の収入を専有(appropriate)した、と明快である。¹⁹⁾ 当時カンタベリー教会の構成員であったエドマー(Eadmer)も、「ヘンリーが新しい首位者〔大司教〕を捜しているふりをしていた」その司教区を、ロチェスター司教ラルフが統轄していた、とヘンリーの意図を見抜いていた。²⁰⁾

こうしたヘンリー1世の空位政策も、治世最後の15年間には変化した。空位期間は短くなる。F・バーローは、それがカンタベリーとヨークの首位権・服従宣誓論争の終結、そしてなによりも1120年11月嫡男ウィリアムの死後ヘンリーに見られるようになった大いなる敬虔さのゆえんである、と解釈している。²¹⁾ たしかに、今日の歴史家が空位期間を客観的数字によって比較したうえで空位期間が短くなった原因を求めるなら、そうした解釈も可能であろう。しかしここでは、ヨーク教会の構成員であったヒュー(Hugh)が伝える、1123年カンタベリー大司教ウィリアムの選挙の適法性がローマ教皇庁で問題にされた時、ウィリアムのためにヨーク大司教サースタンがなした発言に注目しておきたい。サースタンは教皇カリクストゥス2世(Calixtus II、在位、1119-24)に対し進言した。「ウィリアム選出がいま拒絶されるなら、国王は立腹し〔以前かれがやっていたことを再び行なうであろう。すなわち、すべてのキリスト教徒の損失において〕その司教座を長期間空位にしておくであろう」と。²²⁾ 国王に仕えかれをよく知っていたサースタンのこうした発言は、ヘンリーがこの時期においてもいつまた空位政策を実行するかもしれない、という教会当事者の不安を表わしていた、と理解すべきであろう。

ところで、ヘンリー1世がそれほど空位政策に執着したのはなぜであろうか。

たしかに、司教職・修道院長職の空位期間にそこからの収入を専有できたわけであるが、その際、国王は、世俗諸侯の場合の相続上納金のような封建収入(feudal dues)の代償として、教会の場合は空位を長びかせて収入を確保した、とするE・U・クロスビーの見解は重要である。また、収入の大きい司教職には、それに対する多くの希望者がいたわけであり、国王としては諸々の意味で自己のパトロネジを高く売りつけることができた。クロスビーはそれを「パトロネジ市場」(a patronage market)とさえ呼んでいる。²³⁾

こうしてみると、高位聖職についてのヘンリー1世の空位政策とかれの統治に特徴的であるといわれるパトロネジ行使とは緊密に結びついていたことが理解できる。したがって、つぎには司教任命に窺われる国王のパトロネジ行使の実態を検討していきたい。

(2) 司教任命の実態

ヘンリー1世治世の司教は45名ほどいたようであるが、²⁴⁾いまかれらのすべてについて昇進事情を検討する余裕はない。ここでは1107年以降に限定し、しかも国王パトロネジとの関連で示唆深い主要事例のみを取りあげていく。

(修道士出身司教) 治世中にその数が減少したことは言及したとおりである。国王は3人の高貴な生れの修道士を司教に任命した。

カンタベリー大司教ラルフ(Ralph、在位、1114-22)。ノルマン諸侯Siegfried d'Escuresの息子。かれはノルマンディーのセー修道院長であったがRobert of Bellêmと対立。後者のイングランド追放に際し、ラルフは逆にヘンリー1世の宮廷へと逃れた。²⁵⁾その後ロチェスター司教、1114年大司教選挙をめぐり対立する修道士と在俗聖職者の妥協の結果、大司教に選ばれた。²⁶⁾この選挙についてはラルフと国王との結びつきが指摘できるが、それ以上に、ヘンリーの第一候補者で医者として厚遇されていたアヴィンドン修道院長ファリキウス(Faricius)が、ソールズベリー司教ロジャーたちの反対で選ばれなかった点を重視しておきたい。²⁷⁾カンタベリー大司教選出については国王も譲歩せざるをえなかった、ということであろうか。²⁸⁾この事実は、国王のパトロネジ

行使の問題を検討する際に参考になる。

チェスター司教ジークフリード（Siegfried d'Escures、在位、1125-45）。ラルフの異母兄弟。グラストンベリー修道院長であった。²⁹⁾

ウィンチェスター司教ヘンリー＝オヴ＝ブロア（Henry of Blois、在位、1129-71）。ブロア伯スティーヴンとウィリアム1世の娘アデラ（ヘンリー1世の妹）との第4子。クリュニー副修道院長にまでなっていたが、1126年ヘンリー1世によってイングランドに連れてこられグラストンベリー修道院長となる。司教就任後も院長職を兼領。³⁰⁾

（在俗聖職出身司教） かれらは3つに区分できる。最多は国王奉仕経歴をもつ聖職者。

エクセター司教ウィリアム（William Warelwast、在位、1107-37）。前年、国王のためにローマで叙任権問題解決への話し合いを行なう。司教就任後もカンタベリーとヨークとの論争をめぐる教皇との交渉で国王使節。³¹⁾

ロンドン司教リチャード＝オヴ＝ボーマー（Richard of Beaumis、在位、1108-27）。モントゴメリー族の諸侯。ウェールズ辺境のシュロップシャーでの国王役人。法律知識で評判を得ていたが、州長官としての軍事・行政能力ゆえの昇進であったと考えられる。³²⁾ 州長官から司教へ昇進したまれな事例。

ヨーク大司教サースタン（Thurstan、在位、1114-40）。ウィリアム2世としてヘンリー1世に仕えたチャプレン。³³⁾ ロンドン司教座教会参事会員として十分な教育・訓練を受けた法律家。文武両面にすぐれた行政官。³⁴⁾ かれの事例はヘンリー1世の任命方法を示していて興味深い。1114年国王はサースタンを伴ってウィンチェスターへと旅行、聖母昇天の祝日（8月15日）、ヨーク教会参事会への相談もなく、十分に試された自分のチャプレンを簡単に任命した。ヘンリーのやり方は、信頼できる候補者を任命するなら聖職者たちから異議はでないであろう、というものであった。この場合、その予想は的中した。³⁵⁾ ヨークの歴史家ヒューは、ヨーク教会聖職者たちのサースタン歓迎を伝えている。その原因として、D・ニコール（Nicholl）は、ヒューにも共通するサースタンのウィット好き、軍事的・法律的能力、国内外の問題に精通した第一級

の役人としての名声、さらに寛大さ・陽気さ・礼儀正しさをあげている。³⁶⁾

サースタンの大司教昇進については2点指摘しておきたい。第1に、かれの就任時の品級はいまだ助祭であった。第2に、ヘンリー1世のパトロネジの特徴を示唆するものとして、前年国王はサースタンの兄弟で同じくロンドン司教座教会参事会員であった Audouen をノルマンディーのエヴルー司教へ昇進させていた事実がある。国王はサースタン一族に対する好意を示した。ニコールの表現を借りれば、「ヘンリーの寛大さの一撃 (the stroke of Henry's generosity) は同じ場所に2度落ちる傾向があった」ということになる。³⁷⁾

セント=ディヴィッツ司教ベルナルド (Bernard、在位、1115-48)。カンタベリーとヨークの対立をめぐるローマへの国王使節。ウェールズにおける第2の成功例。アングロ=ノルマン的慣行に従って司教座と司教区を確立した。³⁸⁾

ウェールズのバンゴール司教ディヴィッド (David、在位、1120-39)。結婚するヘンリー1世の娘マティルダに同行して1110年ドイツに赴き皇帝の宮廷で使節として働いた。³⁹⁾

リンカーン司教アレクサンダー (Alexander、在位、1123-48)。国王の有力側近ソールズベリー司教ロジャーの甥。10年後には、再びロジャーの甥で国王の財務長官であったナイジェル (Nigel、在位、1133-69) がイーリー司教に任命されている。⁴⁰⁾ ヘンリーの好意の一撃は2度ロジャーを襲った。

バース司教ゴドフリー (Godfrey、在位、1123-35)。新しい王妃アデラのチャンセラー。王妃の出身地ルーヴァン伯領から彼女に同行。かれのあと王妃チャンセラーのサイモン (Simon) もウースター司教 (在位、1125-50)。⁴¹⁾

チェスター司教ロジャー (Roger、在位、1129-48)。国王の重臣 Geoffrey de Clinton の甥。かれの昇進のためジェフリーは国王に3000マルクを約束したといわれる。ロジャーはスティーヴン治世、あまりの軍事的行動を『スティーヴン伝』(Gesta Stephani) の作者によって非難されているが、⁴²⁾ 国王の任命はそうした人物を戦略上重要なチェスターにすえるという側面をもっていたのかもしれない。

以上の司教任命について注目されるのは、国王に仕えたチャブレンたちの多

く、また国王や王妃のチャンセラーのほとんどが司教に昇進していることである。また、チェスター司教となったロバート（Robert Pecce、在位、1121-26）は国王チャプレンとして最初1101年に証書に署名している。20年間の奉仕後、司教職によって報いられた。⁴³⁾ これもヘンリー1世の司教任命の一面を示唆している。

在俗聖職出身司教のうち、ヘンリー1世治世になって顕著になったもうひとつのグループを代表するのが、司教座教会での経歴をもつ聖職者たちであった。とりわけ大助祭（archdeacon）の司教昇進がめだつ。⁴⁴⁾

すでに言及した司教たちの中でも、リンカーン司教アレクサンダーが司教ロジャーの下でソールズベリーの大助祭、チェスター司教ロジャーはバッキンガムの大助祭であった。ウェールズでもランダフ司教ウルバンが大助祭出身であった。さらに、ノリッジ司教となったエヴェラルド（Everaldo of Montgomery、在位、1121-45）も以前はソールズベリー大助祭であった。⁴⁵⁾

大助祭たちの司教昇進は新たな兆候であった。F・バーローが正しく指摘するように、それは司教たちがかれらの息子や甥を大助祭職へ任命し始めたことによる当然の事態であったといえる。⁴⁶⁾ まさに、この点こそ妻帯が多い在俗聖職者たち独自の特性なのであり、それが司教ポストをめぐる修道士たちとの熾烈な競争を引き起こしていたのである。⁴⁷⁾ 家族的つながりを基盤に司教たちは権力の確立を図った。ヘンリー1世治世の在位司教の半数以上がかれらの縁者を大助祭などの聖職に昇進させていた、とするE・U・クロスビーの指摘も驚く必要はないのかもしれない。⁴⁸⁾

司教に任命された在俗聖職者のうち最後につけ加えねばならないのが、外国で教育を受けた学者である。ロンドン司教ギルバート（Gilbert the Universal、在位、1128-34）は、ブルターニュ人でパンゴール司教ハーヴィーの親戚、ランのアンセルムの弟子であった。旧約聖書の注釈者、教師。リヨン大司教座教会参事会員。かれは、1126年ローマ教皇庁においてカンタベリーとヨークの対立をめぐり前者の立場を弁護、ヘンリー1世の期待に応えた。⁴⁹⁾ その報酬としての司教昇進であったといえよう。

ヘンリー1世治世における在俗聖職出身司教のめざましい増加は以上の検討から理解できる。そうした事態が生じた原因として、ヘンリー1世が教会勢力への支配を強化しながら意識的に在俗聖職者を登用したことがあげられる。しかし、さらにここで指摘しておきたい点は、そうしたイングランドでの傾向は大陸における同様の傾向を反映していた、ということである。在俗聖職者が参事会を構成していたヨーク教会は、カンタベリー大司教が要求する服従宣誓をめぐって対立、それが原因で遅れた大司教サースタンの叙階実現のため1119年10月パリに代表団を送っていた。そこで教皇カリクストゥス2世（在位、1119-24）に請願する機会を得たヨークの聖職者たちは、同教皇の選出をいかにかれらが喜んだかを伝えた。とりわけ、それまで長期間ローマ教皇座を占めてきたクリュニーやモンテ＝カシノといった伝統的修道院の出身者に代って、今や在俗聖職出身者であるカリクストゥスが就任したことが、かれらを喜ばせ希望を与えたのであった。⁵⁰⁾ 変化の嵐はイングランドのみでなくローマ教皇庁においても吹いていたのである。

（律修聖職出身司教） 大助祭たちの司教昇進とならびにヘンリー1世治世になって新たに司教に任命されるようになった聖職者グループ。

カンタベリー大司教ウィリアム（William of Corbeil、在位、1123-36）。アウグスティヌス派律修聖職者。1123年の大司教選挙をめぐっては筆者はすでに論じたことがあるが、修道士出身大司教をもってきたカンタベリー教会の伝統を守ろうとする修道士たちと在俗聖職出身司教たちとが激しく対立した。国王も後者を支持していた。⁵¹⁾ 結局、妥協が図られ修道士たちは司教たちが提示した候補者のうちからウィリアムを選んだのである。かれはダラム司教ラルフ＝フランバルド、ロンドン司教リチャード＝オブ＝ボーマーに仕えた後、ドーヴァーのセント＝マーチンの律修聖職者（canon of St. Martin, Dover）、さらにエセックスのセント＝オンス律修修道院長（prior of St. Osyth's, Essex）となっていた。ランのアンセルムの弟子、大司教アンセルムとの交友があったすぐれた学者、また改革者。⁵²⁾

ウィリアムはロンドン司教リチャードによって推薦されたようであるが、ヘ

ンリー1世がかれをよく知らなかったことは注目される。したがって、国王はウィリアムについてヨーク大司教サースタンたちに尋ねている。⁵³⁾ サースタンはウィリアムに好意的な返事をし選出を支持した。かれが律修修道院長であったことは、律修聖職者を支援していたサースタンにしてみれば推薦するのに十分であった。⁵⁴⁾

国王にとって未知のウィリアムが選ばれたことは、1114年の選挙で自分の推薦する第一候補者の代りにラルフが選ばれたのと同様、ヘンリーにとっては不本意であったにちがいない。M・ブレット (Brett) は、その点について、カンタベリー大司教の地位は特別であり国王といえども合意に従わねばならなかったのである、と解釈している。⁵⁵⁾ このことは、ヘンリー1世のパトロネジの及ぶ範囲という視点からみて大変に重要である。

ウィリアムの大司教就任は教会参事会を構成する修道士たちとの間にイデオロギ的対立を引き起こした。また、1125年ウィリアムは前大司教ラルフの甥でカンタベリーの大助祭であったジョンをロチェスター司教 (在位、1125-37) に任命した。その結果、カンタベリーとロチェスター両司教座において修道士出身司教の伝統が崩れたのであった。⁵⁶⁾

そのほかアウグスティヌス派律修聖職者では、ランソニー律修修道院長ロバート (Robert of Béthune, prior of Llanthony) がヘリフォード司教 (在位、1131-48)、また、ノステル律修修道院長アルドゥルフ (Aldulf, prior of Nostell) が初代のカーライル司教 (在位、1133-57) に任命されている。⁵⁷⁾

ヘンリー1世治世には、いたるところでベネディクト修道士・在俗聖職者・アウグスティヌス派律修聖職者が司教位をめぐり熾烈な闘いを展開しつつあった。そうした状況の中で、国王は自己の統治を実現するためパトロネジを行使していったわけである。

3 歴史的な位置づけ—提言—

(1) 叙任権闘争の影響

国王と司教との関係を中心に叙任権闘争の影響を問えば、それは、1107年ロ

ンドン協約での妥協を用意した考え方、すなわち、司教のもつ二面性を明確にしたことであろう。司教は教会聖務を司る者であると同時に、封土を与えられて国王へ騎士を提供し、かれに忠誠を尽す直属封臣でもある。こうした司教の二面性は、司教に対し教皇への服従を厳しく要求したグレゴリー7世や叙任権闘争以前に指摘されることはまれであった。少なくともイングランドではそうである。国王あるいは司教たちは、叙任権闘争を通じてはじめて司教の役割についての区別を自覚的に意識するようになった、といえよう。

それでは、叙任権闘争(イングランドで論争点が明確になるのはヘンリー1世治世にアンセルムが帰国してから)を経なければ、司教の二面性が区別されることはまったくなかったのであろうか。われわれは、すでにウィリアム1世治世にバイユー司教オドーがケント伯として裁かれ、伯位のみ没収されて追放されたのを知っている。また、ウィリアム2世治世にはダラム司教ウィリアムが国王への反乱に加担、直属封臣として裁かれている。もっとも、この区別は、裁かれる司教ウィリアムが司教としての適法な裁判を要求したように、都合の良いように用いられる傾向があった。⁵⁸⁾

叙任権闘争後には司教の二面性についての認識はかなり広まった、と考えられる。1139年スティーヴンによるソールズベリー司教ロジャー逮捕時にも、臣下が国王の平和を乱したと非難されたが、ロジャーの司教としての地位は奪われることはなかった。また、「女支配者」となった帝妃マティルダの、ダラム司教選出に関しみずから司教杖と指輪により叙任しようとする計画が激しく反発されたのも、それが司教の二面性の区別とそれに基づく叙任権闘争の妥結に逆行する行為であったためであろう。⁵⁹⁾

これまで、司教の二面性への認識が共有されるようになっていたことを指摘してきたが、国王臣下としての司教という場合、かれらはさらに2分されるのではないだろうか。すなわち、①国王の直接受封者としての諸侯(とくに伯)と②国王のハウスホールドの役人である。いま、もしこの区別が想定されうるとすれば、それはいつ頃から始まった区別であろうか。ウィリアム1世治世のバイユー司教兼ケント伯オドーやウィリアム2世治世のダラム司教ウィリアム

の裁判では①の区別がなされている。⁶⁰⁾しかし、スティーヴン治世のソールズベリー司教ロジャーの場合では、かれは国王の役人と（ut regis seruiens）みなされている。すなわち、②の区別である。では、なぜ①の区別が行われなくなったのであろうか。もっとも、こうした少ない事例がどれほどの傾向性を示しているのか疑問ではある。また、裁かれた司教の出身経歴に関してなされた呼び方の区別であるだけかもしれない。しかし、そこに象徴的な意味合いを認めることができよう。

ウィリアム2世とスティーヴン治世の間に位置するヘンリー1世治世を変化の時期とみなすことはできないであろうか。すなわち、それはヘンリー1世治世に国王のハウスホールド（役人）出身の司教たちが増加したと符合しているように思われるのである。

（2）国王とパトロネジ

ヘンリー1世の統治方法については、かれのパトロネジ行使が問題である。なぜそれはかれの治世に特徴的であるといえるのか。国王のハウスホールド出身者を司教に任命したり、みずからの右腕として重用するやり方は、ウィリアム2世治世にもすでにみられた。たとえば、ダラム司教ラヌルフ＝フランバルド。R・W・サザーン（Southern）はいう。「バイユー司教区のひとりの世に知られていない司祭の息子は、イングランド史上、社会的はしごの底辺から頂上へと、国王行政の裏階段を登った卑賤な生れの最初の人物であった」と。⁶¹⁾

ヘンリー1世は、即位当初、1101年反乱に見られたように世俗諸侯たちの多くがノルマンディー公ロバートを支持しており、かれらに大きく依存できないことを理解していた。⁶²⁾その意味では、かれのパトロネジ利用は旧諸侯（かれの支持者以外の）に対する新たな支持勢力を創出する方策であったといえよう。もっとも、すでに地位を確立していた人びとでも、例えばすぐれた行政・軍事能力をもつ、かれにとって利用価値があると判断できる者は積極的に登用していった。ラヌルフ＝フランバルドがそうである。また、ヨーク大司教となるサースタンもウィリアム2世のチャブレンからヘンリー1世のチャブレンに

なっている。⁶³⁾

即位時、世俗諸侯に大きく依存できなかったヘンリー1世は教会勢力の支持を獲得していく必要があった。もしこの時点で、カンタベリー大司教アンセルムの支援がなければヘンリーは王位を失っていたであろう、とするエドマーの証言もそれなりに納得できる。⁶⁴⁾しかし、ヘンリーは、1106年ロバート公に勝利してからはイングランドとノルマンディーの一人支配を行なっていく。それ以降、国王のパトロネジを利用しての統治がきわだってくるのである。

ところで、一般的にいてパトロネジは、上位者（あるいは支配者）が自己の地位についてある程度の余裕をもっている場合に、多く行使されたのではないだろうか。自分の地位を脅かす強力な敵対者が存在している間は、そうした余裕は少ない。たとえば、ウィリアム2世やスティーヴンの場合がそうであった。ウィリアム1世の場合がちがう。かれがイングランド征服を企てた時、かれの指揮下に集った騎士たちの中には多くの非ノルマンディー出身者がいたことはよく知られている。⁶⁵⁾また、かれらの多くは所領をもたない傭兵たちでもあった。征服後、イングランドに所領を与えられて諸侯の地位に上昇していった騎士たちの中には、ヘンリー1世治世に国王のハウスホールドで奉仕後、司教位を与えられた聖職者と同様のコースを歩んだ人びとがいた、と推測することができよう。もし、もっぱら1人の上位者に自己の昇進（存立）を負っていた人びとを、パトロネジによって登用されたとするのであれば、すでにウィリアム1世は、とくに世俗諸侯たちとの関係において、パトロネジを行使していたと言ってよいのではあるまいか。再び、ラヌルフ＝フランバルドについてサザーンはいう。ウィリアム1世死亡時までにはフランバルドは多くの散在所領をもつかなりの重要人物であった。「これらの所領の大部分は国王〔ウィリアム1世〕が所有していた。それらは、疑いなく、国王の好意の優しい雫（the gentle dew of royal favour）のかれの分け前であった。それは何世紀もの間、国王の役人たちの渴きをいやしてきた」と。⁶⁶⁾

たしかに、各国王の資質も問題になりうるであろうが、それ以上に、かれらが自己の地位に関してどのような歴史的状況にいたのかが大きく影響していた。

ウィリアム1世とヘンリー1世（1106年以降）の共通点は、イングランドとノルマンディーを1人で支配しており、その限りでは自己の地位保全のため最良の方策を選択・実行していけるだけの余裕があった、ということである。そもそも、特権であれ、地位であれ、土地であれ、それらを与える余裕のない上位者はパトロネジを行使することは極めて困難であろう。⁶⁷⁾ 言い換えれば、強力な敵対者のいない長い統治期間を許された国王のみが、十分にそれを利用することで自己の地位を一層強化することができたのではないだろうか。

しかし、このように考えてくると、いまだ地位は確立していないが能力（行政・軍事・聖務）のある人材を登用していくこうしたやり方は、すでにウィリアム1世以前のノルマンディー公たちが実施していたことに気がつく。1030年代にノルマンディーに出現したいわゆる「新貴族」は、多くが才能ある外来者であった。かれらの積極的登用はウィリアム1世の混成部隊としてのノルマン軍においてみられた。⁶⁸⁾ その事情は、イタリア生れのランフランクやアンセルムを含むノルマン聖職者集団についても同様である。ヘンリー1世は、そうしたノルマンディー公やウィリアム1世たちの伝統的統治方法を継承していたのである。⁶⁹⁾

(3) おわりに

これまで国王のパトロネジということで一般的な議論をすすめてきたが、パトロネジにはもう少し限定された意味合いもある。例えば、「ウェールズの司教たちも、イングランドの司教たちと同様に司教座においてパトロネジ権 (rights of patronage) を行使した」(E・U・クロスビー) とか、「ロチェスター司教位は、ヘンリー1世治世中、カンタベリー大司教の議論の余地のないパトロネジであった」(M・ブレット) という場合、そのパトロネジは聖職への候補者推挙権を意味している。⁷⁰⁾ 国王の場合も、元来、聖職（司教職）への候補者推挙権を意味していたのではないか。特定の候補者の推挙原因としてそれまでの国王奉仕が想定でき、候補者がその昇進をもっぱら国王の恩顧に依存していたとしても、そのことは厳密にいえば国王が推挙権（パトロネジ）をもって

いたことを意味しない。極端な場合、国王や教会上位者による推挙権の行使を期待してお金を贈ることもありえたわけであり、そうした行為は、とくに「グレゴリー改革」以降、聖職売買(シモニア)として非難されることになった。したがって、叙任権闘争期をへて司教や修道院長の自由選挙がローマ教皇によって主張され教会側によって受け入れられてくると、聖職(とくに高位聖職)について俗人が伝統的に行使していた推挙権(パトロネジ)はしだいに実施するのが難しくなった。

ウィリアム1世やウィリアム2世治世にも、国王は一般的意味でのパトロネジ行使にもとづく人材登用を行っていた。ヘンリー1世はそれに依った。では、ヘンリー1世についてかれのパトロネジ行使がその統治政策の特徴とされるのはなぜか。そもそも、特定の聖職について国王が推挙権をもっているか否かが問題にされ始めたのが、司教の二面性の認識の普及と同様に、ヘンリー1世治世(イングランドでの叙任権闘争期)においてであった。国王の推挙権(パトロネジ)の内容が論議され厳密に定義されるにつれて、それはいっそう明確になる。それだけヘンリー1世は「パトロネジの行使」を意識的にこなわざるをえなくなった。逆にいえば、その程度にパトロネジ行使はかれの政策の特徴となった、といえるのではあるまいか。

ところで、ヘンリー1世のパトロネジ行使という場合、その意味を聖職推挙権に限定せず、より広義にかれの好意・恩顧といった意味合いで用いられることが多い。とりわけ、出自のよくない人物がヘンリーの引き立てにより昇進していった場合に、かれの昇進はヘンリーのパトロネジによっている、と表現される。こうした用法では、パトロネジは聖職推挙権にかぎらず世俗の職位への推挙権(任命権)をも意味している。しかし、ひとまずは、両方の意味の区別をまず行ない、つぎに、後者の意味でのパトロネジの行使もまたヘンリー1世治世に特徴的であった、といえるのかどうかを検討すべきであろう。

1114年のカンタベリー大司教選挙は、国王のパトロネジ行使を考えるうえでとくに興味深い。アヴィンドン修道院長ファリキウスを推挙した国王はそれを貫徹することができなかった。⁷¹⁾ その点では、ヘンリー1世はパトロネジの

行使を妨げられたと一般的にはいえるのであるが、そもそも、厳密な意味で、国王が大司教位についての推挙権(パトロネジ)をもっていたのかどうかは問題なのである。教会参事会を構成した修道士たちは、大司教についての自由選挙権を主張していたのである。

註

- 1) 野口洋二『グレゴリウス改革の研究』(創文社、1978)。
- 2) 拙稿「ウィリアム1世の教会政策」『史学研究』128(1975)88頁以下。
- 3) 拙稿「ウィリアム2世の教会政策」隅田哲司・若松繁信編『国家的統合過程の諸相』(南窓社、1983)49頁以下。
- 4) R. H. C. Davis, *King Stephen, 1135-1154*. London, 1977(1967). p. 106.
- 5) 拙稿「1107年ロンドン協約の成立—英国叙任権闘争—についての—考察—」『史学研究』126(1975)40-53頁。
- 6) F. Barlow, *The English Church 1066-1154*. London, 1979. p. 82.
- 7) S. N. Vaughn, "St. Anselm and the English Investiture Controversy Reconsidered," *Journal of Medieval History* 6(1980), pp. 61-86; Do., *Anselm of Bec and Robert of Meulan*. Berkeley, 1987.
- 8) Barlow, op. cit., 80-81. E. U. Crosby, "The Organization of the English Episcopate under Henry I," *Studies in Medieval and Renaissance History* 4(1967), p. 11.
- 9) Ibid., 29, 30-31; J. C. Dickinson, *The Origins of the Austin Canons and Their Introduction into England*. London, 1950.
- 10) R. W. Southern, "Ranulf Flambard and Early Anglo-Norman Administration," in Do., *Medieval Humanism and Other Studies*. N. Y. 1970, pp. 183-205; E. J. Kealey, *Roger of Salisbury, Viceroy of England*. Berkeley, 1972. 拙稿「中世イングランドにおける修道士と在俗聖職者」『史学研究』138(1977)35頁以下。同「スティーヴン王内乱期と教会」『史学研究』168(1985)68-89頁。
- 11) ヘンリー1世にとっても重大な問題であったが、別稿にて論じた。
- 12) Crosby, op. cit., 3-4. 1100年8月ソールズベリーとウィンチェスターは空位、カンタベリーは大司教不在、11の修道院が国王の手中にあった。在位したイングランド11名、ウェールズ3名の司教のみウェストミンスターへ出頭。1135年20司教座のうちパース、ロンドン、ランダフのみ空位。G. N. Garmonsway ed., *The Anglo-Saxon Chronicle*. London, 1972(1953). p. 235; D. Whitelock et al. ed., *The Anglo-Saxon Chronicle*. London, 1961. p. 176; C. Johnson and H. A. Cronne ed., *Regesta Regum Anglo-Normannorum 1066-1154*, II. Oxford, 1956. 448a, 488c.

- 13) W. Stubbs ed., *Select Charters*. Oxford, 1951 (1870). pp. 116-9, 142-4; K. R. Potter ed., *William of Malmesbury, The Historia Novella*. London, 1955. p. 5. 拙稿「ステイーヴン」72.
- 14) Crosby, op. cit., 5-6.
- 15) Barlow, op. cit., 76.
- 16) Ibid., 84.
- 17) Garmonsway, op. cit., 241; Whitelock, op. cit., 180-1.
- 18) Barlow, op. cit., 82.
- 19) Kealey, op. cit., 126. 註12の1100年の事態はウィリアム2世の空位政策の結果であった。
- 20) M. Rule ed., *Eadmeri Historia Novorum in Anglia*. London, 1965 (1884). p. 221; Kealey, op. cit., 126.
- 21) Barlow, op. cit., 84.
- 22) C. Johnson ed., *Hugh the Chantor, The History of the Church of York 1066-1127*. London, 1967 (1961). p. 112; D. Nicholl, *Thurstan, Archbishop of York (1114-1140)*. York, 1964. p. 88. []内はニコール。
- 23) Crosby, op. cit., 7-8, 28.
- 24) Ibid., 10.
- 25) Barlow, op. cit., 81.
- 26) 拙稿「修道士と在俗聖職者」30。Nicholl, op. cit., 84-5.
- 27) Kealey, op. cit., 127.
- 28) Rule, op. cit., 222-3; M. Brett, *The English Church under Henry I*. Oxford, 1975. p. 73.
- 29) Barlow, op. cit., 86.
- 30) Barlow, op. cit., 87.
- 31) Ibid., 80.
- 32) Ibid., 81.
- 33) Garmonsway, op. cit., 245.
- 34) Barlow, op. cit., 83.
- 35) Nicholl, op. cit., 15; Brett, op. cit., 72.
- 36) Johnson, op. cit., 35-6, 44; Nicholl, op. cit., 44.
- 37) Nicholl, op. cit., 49, 15.
- 38) Barlow, op. cit., 83.
- 39) Ibid., 84; Crosby, op. cit., 11.
- 40) Kealey, op. cit., 135, 144.
- 41) Barlow, op. cit., 86.
- 42) Potter, op. cit., 104; Barlow, op. cit., 87.

- 43) *Regesta*, II. 544, 684, 800, 1015, 1183, 1204, 1226; Crosby, op. cit., 9.
- 44) Crosby, op. cit., 67-71. ヘンリー1世治世の各司教区ごとの大助祭リストが有益。
- 45) Barlow, op. cit., 80, 84.
- 46) Ibid., 86.
- 47) 拙稿「修道士と在俗聖職者」38-9。
- 48) Crosby, op. cit., 17.
- 49) Barlow, op. cit., 86-7; Nicholl, op. cit., 96.
- 50) Johnson, op. cit., 70; Nicholl, op. cit., 65.
- 51) 拙稿「修道士と在俗聖職者」30-3。Crosby, op. cit., 12.
- 52) Barlow, op. cit., 85
- 53) Johnson, op. cit., 108-9; Kealey, op. cit., 133.
- 54) Nicholl, op. cit., 86, 69-70, 90.
- 55) Brett, op. cit., 74.
- 56) Ibid., 192; Barlow, op. cit., 85.
- 57) Barlow, op. cit., 212; Crosby, op. cit., 47.
- 58) 拙稿「ウィリアム2世」43-44。
- 59) 拙稿「スティーヴン」73以下。
- 60) 拙稿「ロンドン協約」52。
- 61) Southern, op. cit., 186.
- 62) 拙稿「ロンドン協約」47頁註①。
- 63) Nicholl, op. cit., 8.
- 64) Rule, op. cit., 127.
- 65) R.H.C.Davis, *The Normans and Their Myth*. London, 1976. p.36.
- 66) Southern, op. cit., 187.
- 67) 司教が得た特権について、Crosby, op. cit., 12-4.
- 68) Davis, *Normans*, 37.
- 69) Crosby, op. cit., 8, 25.
- 70) Ibid., 24; Brett, op. cit., 68.
- 71) Crosby, op. cit., 11-2.

(本稿は昭和63年度文部省科学研究費総合研究(A)の分担研究成果の一部である)

The Reign of Henry I and the Church : Bishops and Royal Patronage

Hiromichi YAMASHIRO

The English Investiture Controversy was, after Henry I's coronation of 1100, started with the return of Archbishop Anselm of Canterbury. In this paper, the influences of the Controversy were examined and the characteristics were clarified in terms of the relationship between the kingship and the church during Henry I's reign.

During the reign, Henry strengthened his control over the ecclesiastics with the policy of keeping the sees vacant and the exercise of his patronage. The former increased his revenue and also provided Henry with chances to sell his patronage at the highest price to the candidates for bishoprics. Thus, two policies were closely related. In his reign, we clearly notice the decrease of monk bishops, the remarkable increase of royal chapel bishops, and the appearance of cathedral clerics like archdeacons and of regular canons for episcopal appointments. The main cases of each group were examined to understand how the royal patronage worked.

Finally, two points were suggested. 1) With the Controversy, two characters of the bishop (administrator of religious work and king's tenant-in-chief) became widely recognized. 2) The *patronage* has the broad meaning of royal favour and generosity, and also the technical meaning of presenting candidates for benefices. During the Controversy, the royal right of presentation of episcopal candidates was vehemently discussed, so that the king was gradually forced to exercise his patronage very consciously. To such an extent, the royal patronage became characteristic of Henry I's reign.